

平成 19 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ジ ー ダ ッ ト
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 石 橋 眞 一 (コード番号：3841)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 経 営 企 画 部 長 増 山 雅 美
電 話 番 号	03-5847-0312 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 19 年 6 月 20 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 1) 今後の当社を取り巻く環境の変化に備え、また将来の事業拡大を図るために、現行定款第 2 条(目的)の変更を行うものであります。
- 2) 当社の発行可能株式総数は、現行定款第 6 条に 64,680 株と定められておりますが、将来の資本調達に備えて、発行可能株式総数を増加させるものであります。
- 3) 今後機動的な資本政策を図るため、自己株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。
- 4) 当社は平成 19 年 3 月に JASDAQ 証券取引所に株式上場したことに伴い、株券保管振替制度に対応するため、所要の変更を行うものであります。
- 5) 当社は平成 18 年 9 月に実施した第三者割当増資で資本金の額が 5 億円以上となったこと、また平成 19 年 3 月に JASDAQ 証券取引所に株式上場したことに伴い、会社法第 328 条第 1 項の規定により、公開会社かつ大会社として新たに監査役会及び会計監査人を設置するため、現行定款に必要な規定の新設、修正など所要の変更を行うものであります。
- 6) その他規定の新設にともなう条数の変更等の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトウェアの開発、販売、サポート及びコンサルティング 2. 電子回路及び電子部品の設計環境構築サービス及びコンサルティング 3. 電子回路設計の受託及び電子回路設計資産の開発、販売 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>4. 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトウェアの開発、販売、サポート及びコンサルティング 2. 電子回路及び電子部品の設計環境構築サービス及びコンサルティング 3. 電子回路設計の受託及び電子回路設計資産の開発、販売 4. <u>労働者派遣事業</u> <p>5. 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>取締役会及び監査役を置く。</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>64,680株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>78,000株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条 (条文省略)</p>	<p>第 8 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u>に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第9条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の招集)</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第 <u>33</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	第 6 章 会計監査人 <u>(会計監査人の選任方法)</u> <u>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第 6 章 取締役、監査役の責任免除 第 <u>34</u> 条 (条文省略)	第 7 章 取締役、監査役の責任免除 第 <u>44</u> 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算 第 <u>35</u> 条～第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 8 章 計 算 第 <u>45</u> 条～第 <u>47</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会日	平成 19 年 6 月 20 日	(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 20 日	(水曜日)

以 上